

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第103期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 尾崎 元規
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03 - 3660 - 7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03 - 3660 - 7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 当第2四半期 連結累計期間	第103期 当第2四半期 連結会計期間	第102期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	657,905	341,057	1,318,513
経常利益(百万円)	54,986	28,918	114,223
四半期(当期)純利益(百万円)	32,392	15,295	66,561
純資産額(百万円)	-	589,489	584,709
総資産額(百万円)	-	1,211,911	1,232,601
1株当たり純資産額(円)	-	1,079.39	1,070.67
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	60.42	28.53	122.53
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	60.39	28.52	122.41
自己資本比率(%)	-	47.7	46.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	63,951	-	180,322
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	22,754	-	52,389
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	34,331	-	101,822
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	-	114,794	112,636
従業員数(人)	-	33,775	32,900

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	33,775 (4,840)
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であります。()内は、臨時従業員数の当第2四半期連結会計期間の平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	5,885
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) (百万円)
ビューティケア事業	115,704
ヒューマンヘルスケア事業	42,643
ファブリック&ホームケア事業	69,116
コンシューマープロダクツ事業 計	227,464
ケミカル事業	67,727
小 計	295,191
消 去	10,564
合 計	284,626

(注) 1. 金額は売価換算値で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 連結会社間の取引が複雑で、セグメントごとの生産高を正確に把握することは困難なため、概算値で表示しております。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) (百万円)
ビューティケア事業	113,718
ヒューマンヘルスケア事業	46,553
ファブリック&ホームケア事業	67,514
日本計	227,786
アジア	21,996
欧米	34,463
内部売上消去等	4,447
コンシューマープロダクツ事業 計	279,798
日本	35,526
アジア	22,301
欧米	27,409
内部売上消去等	13,666
ケミカル事業 計	71,569
小 計	351,368
消 去	10,310
連結売上高	341,057

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）の当社グループを取り巻く経済環境は、世界的な原油価格や農産物などの市況の高騰と米国発の金融市場の混乱に端を發した景気の減速により厳しさを増しました。

このような状況の下、当社グループの業績は、予想を超えた原材料価格の上昇や消費者心理の冷え込みの影響を受けましたが、高付加価値商品の上市、販売価格の改定やコストダウン活動、費用の削減などに傾注しました。

売上高は、日本や欧米で景気の減速感が強まる中で、商品の高付加価値化と販売力の強化に取り組んだことにより、国内のコンシューマープロダクツ事業や内外のケミカル事業が順調に推移し、前年同期より1.4%増（為替変動の影響を除く実質+3.6%）の341,057百万円となりました。

利益面では、販売価格の改定やコストダウン活動などに積極的に取り組みましたが、天然油脂や石油化学原料を中心とした原材料価格上昇の影響を大きく受けたため、営業利益は29,035百万円（対前年同期 892百万円）、経常利益は28,918百万円（対前年同期 637百万円）、四半期純利益は15,295百万円（対前年同期 1,015百万円）となりました。

なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、38,548百万円（売上高比率：11.3%）でした。

当第2四半期連結会計期間の在外子会社等の財務諸表項目（収益及び費用）の主な為替換算レートは、105.44円/米ドル、164.77円/ユーロでした。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前年同期に対して0.1%減の279,798百万円（為替変動の影響を除く実質+1.7%）となりました。

国内市場は、景気の減速感を受けた消費者心理の冷え込みがありましたが、化粧品、トイレタリー市場の規模及びトイレタリー主要カテゴリーの消費者購入価格は、ほぼ前年同期並みとなりました。

国内では、生活者の変化に対応した新製品の上市や、販売体制の強化などに取り組み、売上高は1.7%増の227,786百万円となりました。当社グループのシェアも前年同期を上回ることが出来ました。

アジアでは景気の拡大が続き、当社グループの事業活動も現地流通との共同取り組みや日本との一体運営を推進している効果などもありましたが、為替変動の影響を受けて、売上高は2.4%減（為替変動の影響を除く実質+7.7%）の21,996百万円となりました。

欧米では、市場の冷え込みと競争の激化による影響を受け、売上高は7.8%減（為替変動の影響を除く実質0.5%）の34,463百万円となりました。

営業利益は、天然油脂や石油化学原料を中心とした原材料価格上昇の影響を受けたことで、前年同期を1,806百万円下回る24,217百万円となりました。

〔ビューティケア事業〕

売上高は、前年同期に対して2.8%減の153,938百万円（為替変動の影響を除く実質 - 0.7%）となりました。

国内の売上高は0.5%減の113,718百万円となりました。プレステージ化粧品の売り上げは、高価格帯のブランドが伸長したものの、中価格帯（2,000円から5,000円）の市場が冷え込んだ影響を受け減少しました。当社グループでは市場を活性化させるため、カネボウ化粧品は「コフレドール」のアイテム追加、また花王ソフィーナも「プリマヴィスタ」を新発売するなどブランド強化に取り組みました。プレミアムスキンケア製品では、「ピオレ」や「ピオレu」などが好調に推移したこともあり、売り上げは順調に伸長しました。プレミアムヘアケア製品では、「エッセンシャル ダメージケア」の改良品を上市し、さらにヘアスタイリング剤やヘアカラーが好調に推移したことにより、売り上げは伸長しました。

アジアの売り上げは、プレミアムスキンケア製品の「ピオレ」が中国やインドネシアなどを中心に品揃えを充実させたことや、新しく汎アジアブランドとして育成しているプレミアムヘアケア製品「アジエンス」を中国とタイでも発売したことなどもあり、好調に推移しましたが、為替変動の影響を受けて減少しました。また、中国でのプレステージ化粧品は、ブランド力を高める活動に注力しました。

欧米の売り上げは、特に米国市場で景気低迷による消費者心理の冷え込みと厳しい競争環境の影響を受けるとともに、為替変動の影響も受け減少しましたが、プレミアムヘアケア製品の「ジョン・フリーダ」や「グール」は欧州市場において堅調な伸びを示しました。

営業利益は、花王ブランド社（旧アンドリュー・ジャーゲンズ社）買収時に発生したのれん、及び「キュレル」商標権に係る減価償却が終了して費用負担が軽減したものの、売り上げが減少したことなどにより、前年同期を2,099百万円下回る3,411百万円となりました。買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は12,862百万円（売上高比率：8.4%）でした。

〔ヒューマンヘルスケア事業〕

売上高は、前年同期に対して4.9%増の50,853百万円（為替変動の影響を除く実質 + 6.0%）となりました。

国内の売上高は5.3%増の46,553百万円となりました。フード&ビバレッジ製品では、競争の激化により売り上げは減少しましたが、健康管理に対する意識が高まってきており、下げ止まりつつあります。なお、健康ソリューションサービスの開発と提供を推進するために、予防医学に関する高い専門性と経験をもつヘルスケア・コミッティー社の全株式を取得しました。サニタリー製品では、生理用品「ロリエ」が堅調に推移し、またベビー用紙おむつ「メリーズ」では、通気性を大幅に改良すると同時に価格改定に取り組んだことなどにより、売り上げを伸ばしました。パーソナルヘルス製品では、男性化粧品「サクセス」が貢献し、売り上げが伸長しました。

アジアでは、生理用品「ロリエ」が中国やタイで好調に推移しましたが、為替変動の影響を受けて売り上げは減少しました。

営業利益は、原材料価格上昇に対応してベビー用紙おむつでの改良を機に、入り枚数変更による実質値上げや、コストダウンなどにより、前年同期を1,331百万円上回る4,862百万円となりました。

〔ファブリック&ホームケア事業〕

売上高は、前年同期に対して2.7%増の75,006百万円（為替変動の影響を除く実質 + 4.1%）となりました。

国内の売上高は2.9%増の67,514百万円となりました。ファブリックケア製品では、衣料用洗剤で洗浄力を高めた「アタック」及び柔軟効果を高めた「ふんわりニュービーズ」の改良を行い、ブランドの強化を図りました。同時に、内容量の見直しによる実質値上げを実施し、厳しい市場競争の中、売り上げは伸長しました。ホームケア製品では、衣類・布製品・空間用消臭剤「リセッシュ」などで新製品を発売し、食器用洗剤「キュキュット」ではブランドの強化を図り、売り上げを伸ばしました。

アジアでは、「アタック」、「マジックリン」ブランドの強化により、売り上げは伸長しました。特に、タイやインドネシアで衣料用洗剤「アタック イージー」が好調に推移し、また中国でも販売体制を一層強化しました。

営業利益は、新製品・改良品の上市やマーケティング投資の効率化、及び商品改良に伴う内容量の見直しや価格改定に取り組みましたが、原材料価格上昇の影響を大きく受け、前年同期を1,038百万円下回る15,943百万円となりました。

ケミカル事業

売上高は、前年同期に対して10.9%増の71,569百万円（為替変動の影響を除く実質+15.0%）となりました。

国内は、鉱工業生産が弱含みで推移するなど対象業界が冷え込む中、11.8%増の35,526百万円となりました。油脂製品と機能材料製品では、原料価格上昇に対応して販売価格の改定に取り組みました。またスペシャルティケミカル製品では、インクジェットプリンターインク用色材や電子部品用洗浄剤などで、さらなる高付加価値化と販売数量増に努めました。

アジアでは、売上高は20.3%増（為替変動の影響を除く実質+33.4%）の22,301百万円となりました。主要製品である油脂アルコールでは、原料価格上昇に対応した価格改定に注力しました。

欧米では、売上高は10.4%増（為替変動の影響を除く実質+15.7%）の27,409百万円となりました。三級アミンやトナーバインダーが好調に推移しました。

営業利益は、天然油脂などの原料価格上昇の影響を受けましたが、販売価格の改定、販売数量増及びコストダウンに努めたことなどにより、前年同期を944百万円上回る4,785百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

（イ）日本

国内の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して2.2%増の254,433百万円となりました。景気の減速感から、消費者心理が冷え込みましたが、高付加価値製品の積極的な投入や店頭展開活動の積極化、また原材料価格上昇に対応した価格改定などに取り組みました。営業利益は、これらの諸施策に加えコストダウン活動にも取り組みましたが、原材料価格上昇の影響を大きく受け、前年同期を2,991百万円下回る26,373百万円となりました。

（ロ）アジア

アジア地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して7.9%増（為替換算の影響を除く実質+19.3%）の43,737百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では現地流通との共同取り組みや日本との一体運営の推進などの効果が現れ、ケミカル事業では原料価格上昇に対応した価格改定に注力しました。営業利益は、前年同期を1,606百万円上回る142百万円となりました。

（ハ）米州

米州地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して4.1%減（為替換算の影響を除く実質+9.2%）の26,397百万円となりました。米国経済の悪化による影響もあり、コンシューマープロダクツ事業では特に厳しい市場競争が続きましたが、新製品の投入などによる市場の活性化に取り組みました。また、ケミカル事業では原料価格上昇に対応して販売価格の改定に努めました。営業利益は、コストダウン活動などもあり、前年同期を357百万円上回る1,284百万円となりました。

（ニ）欧州

欧州地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して3.8%増（為替換算の影響を除く実質+4.9%）の38,228百万円となりました。景気減速の影響を受けましたが、収益性の改善に努め、営業利益は前年同期を412百万円上回る899百万円となりました。

（2）資産、負債及び資本の状況

総資産は1,211,911百万円となり、前連結会計年度末に比べ20,690百万円減少しました。主な増加要因は、原材料価格上昇の影響を受けた商品及び製品5,690百万円や有価証券4,438百万円であり、主な減少要因は、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産20,295百万円や、投資その他の資産6,158百万円です。

負債は前連結会計年度末に比べ25,470百万円減少し、622,421百万円となりました。主な増加要因は、原材料購入価格上昇の影響を受けた支払手形及び買掛金3,220百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の一部返済などによる20,421百万円、及び法人税等の支払による未払法人税等の減少10,162百万円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ4,779百万円増加し、589,489百万円となりました。主な増加要因は、当第2四半期連結累計期間純利益32,392百万円であり、主な減少要因は配当金の支払い14,475百万円及び為替換算調整勘定（海外連結子会社等の純資産の為替換算に係るもの）の変動11,824百万円によるものです。なお、平成20年9月において930万株の自己株式の消却を行いました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の46.6%から47.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ29,282百万円増加し、114,794百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、59,414百万円となりました。主な増加項目は、税金等調整前四半期純利益が28,218百万円、減価償却費が21,833百万円、仕入債務の増加4,484百万円、売上債権の減少が1,637百万円、一方で主な減少項目は、法人税等の支払いが2,494百万円及びたな卸資産の増加が4,197百万円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用された資金は、9,368百万円となりました。主なものとしては、有形固定資産の取得9,153百万円、及び無形固定資産の取得1,608百万円です。

営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、50,045百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用された資金は、23,981百万円となりました。これは主として長期借入金の一部返済22,013百万円と少数株主への支払いを含めた配当金1,504百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費は、11,523百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結会計期間の業績は、厳しい環境の中、概ね業績予想通りに推移しました。しかしながら、米国から始まった世界的な金融危機と石油関連製品などの価格上昇により、消費者心理は一層冷え込んでいます。また内外において景気後退の局面に入り、厳しい環境となるものと予想されます。一方で、ここ数年上昇を続けた天然油脂や原油などの国際相場は、景気が減速局面に入ったことなどにより、下落傾向にあります。このような環境の中、当社グループではこれらのインパクトを吸収するために、商品開発のサイクルを早め、付加価値の高い新製品・改良品の上市、またコストアップに対応した販売価格の改定などに取り組み、ブランド価値の強化を図ります。また、生活者の変化に対応した店頭展開の提案を行うなど、流通とのコラボレーションをさらに強化していきます。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

平成20年9月30日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	540,143,701	540,143,701	東京証券取引所 (市場第一部)	-
計	540,143,701	540,143,701	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	191
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	191,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,955
新株予約権の行使期間	自平成16年7月1日 至平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,955 資本組入額 1,478
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成15年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	246
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	246,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,372
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,372 資本組入額 1,186
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成16年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	742
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	742,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,695
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695 資本組入額 1,348
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	930
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	930,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,685
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,685 資本組入額 1,343
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して

おります。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

・その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

- (注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,211
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,211 資本組入額 1,606
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

・その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して

おります。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,446
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成26年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,446 資本組入額 1,723
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

・その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して

おります。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	447
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	447,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,100
新株予約権の行使期間	自平成22年9月1日 至平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,100 資本組入額 1,550
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

・譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

・新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	9,300	540,143	-	85,424	-	108,888

(注) 「発行済株式総数増減数」は、自己株式の消却(平成20年9月10日)によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	28,104	5.20
日本マスタートラスト信託銀行株式 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	22,307	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	17,809	3.29
モックスレイ・アンド・カンパニー (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	270 PARK AVENUE NEW YORK, NY 10017-2070 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目3番2 号)	17,631	3.26
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	17,402	3.22
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	16,642	3.08
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	15,200	2.81
ステート ストリート バンク アンド ラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	10,555	1.95
メロン バンク エヌエー アズ エー ジェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	10,531	1.94
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウ ント (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	9,691	1.79
計	-	165,874	30.70

(注) 1. 上記の株主の所有株式数には、信託業務または株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。

2. モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドから、平成20年6月13日付で大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、平成20年6月6日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド	33,817,924	6.15

なお、株券等保有割合は、平成20年6月6日時点での発行済株式総数(549,443,701株)により算出しております。

3. エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社ほか1社から、平成20年8月5日付で大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、平成20年7月31日現在で以下の2社が下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

<同変更報告書の「共同保有における株券等保有割合の内訳」>

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社	289,000	0.05
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	28,854,805	5.25
計	29,143,805	5.30

なお、株券等保有割合は、平成20年7月31日時点での発行済株式総数(549,443,701株)により算出しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,573,000	-	自己保有株式
完全議決権株式(その他) (注)	普通株式 531,536,000	531,530	-
単元未満株式	普通株式 5,034,701	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	540,143,701	-	-
総株主の議決権	-	531,530	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6,000株含まれておりますが、「議決権の数」の欄には同機構名義の議決権6個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	3,573,000	-	3,573,000	0.66
計		3,573,000	-	3,573,000	0.66

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,140	2,920	2,940	2,820	3,100	3,250
最低(円)	2,780	2,725	2,700	2,515	2,785	2,770

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,504	53,785
受取手形及び売掛金	147,355	154,201
有価証券	59,398	54,959
商品及び製品	89,469	83,778
仕掛品	16,623	15,459
原材料及び貯蔵品	26,137	26,350
その他	54,827	49,425
貸倒引当金	1,967	2,394
流動資産合計	443,348	435,566
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1,125,009	1,119,875
減価償却累計額	845,184	838,127
有形固定資産合計	279,825	281,747
無形固定資産		
のれん	227,194	238,500
商標権	117,667	127,328
その他	35,929	35,258
無形固定資産合計	380,791	401,087
投資その他の資産		
投資その他の資産	108,150	114,308
貸倒引当金	203	156
投資その他の資産合計	107,946	114,151
固定資産合計	768,562	796,986
繰延資産	-	48
資産合計	1,211,911	1,232,601
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	112,795	109,574
短期借入金	22,793	21,828
1年内返済予定の長期借入金	22,048	22,049
未払法人税等	19,181	29,344
その他	136,002	141,175
流動負債合計	312,821	323,971
固定負債		
社債	99,996	99,996
長期借入金	148,378	169,764
退職給付引当金	35,020	32,041
その他	26,204	22,117
固定負債合計	309,600	323,920
負債合計	622,421	647,891

(単位：百万円)

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	414,791	426,206
自己株式	11,103	39,161
株主資本合計	598,673	582,030
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,565	3,394
繰延ヘッジ損益	191	-
為替換算調整勘定	23,211	11,386
その他の評価・換算差額等	649	-
評価・換算差額等合計	20,103	7,992
新株予約権	877	598
少数株主持分	10,042	10,072
純資産合計	589,489	584,709
負債純資産合計	1,211,911	1,232,601

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	657,905
売上原価	286,321
売上総利益	371,584
販売費及び一般管理費	316,841
営業利益	54,742
営業外収益	
受取利息	1,274
受取配当金	113
持分法による投資利益	751
その他	1,938
営業外収益合計	4,078
営業外費用	
支払利息	3,098
為替差損	296
その他	438
営業外費用合計	3,834
経常利益	54,986
特別利益	
固定資産売却益	46
貸倒引当金戻入額	286
その他	62
特別利益合計	395
特別損失	
固定資産除売却損	743
減損損失	561
その他	315
特別損失合計	1,620
税金等調整前四半期純利益	53,761
法人税、住民税及び事業税	21,472
法人税等調整額	753
法人税等合計	20,719
少数株主利益	650
四半期純利益	32,392

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	341,057
売上原価	151,431
売上総利益	189,626
販売費及び一般管理費	160,591
営業利益	29,035
営業外収益	
受取利息	616
受取配当金	1
持分法による投資利益	414
為替差益	37
その他	839
営業外収益合計	1,909
営業外費用	
支払利息	1,748
その他	278
営業外費用合計	2,026
経常利益	28,918
特別利益	
固定資産売却益	28
貸倒引当金戻入額	169
その他	22
特別利益合計	220
特別損失	
固定資産除売却損	517
減損損失	196
その他	207
特別損失合計	920
税金等調整前四半期純利益	28,218
法人税、住民税及び事業税	15,342
法人税等調整額	2,604
法人税等合計	12,737
少数株主利益	185
四半期純利益	15,295

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	53,761
減価償却費	43,352
減損損失	561
受取利息及び受取配当金	1,387
支払利息	3,098
為替差損益(は益)	110
持分法による投資損益(は益)	751
固定資産除売却損益(は益)	696
売上債権の増減額(は増加)	7,151
たな卸資産の増減額(は増加)	7,984
仕入債務の増減額(は減少)	8,160
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,456
その他	1,818
小計	96,521
利息及び配当金の受取額	1,591
利息の支払額	3,083
法人税等の支払額	31,078
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,951
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	18,788
無形固定資産の取得による支出	3,754
長期前払費用の支払による支出	2,484
短期貸付金の増減額(は増加)	136
長期貸付けによる支出	1,579
その他資産の増減額(は増加)	3,716
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	2,132
長期借入れによる収入	759
長期借入金の返済による支出	22,093
自己株式の取得による支出	908
配当金の支払額	14,488
少数株主への配当金の支払額	224
その他	493
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,331
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,696
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,169
現金及び現金同等物の期首残高	112,636
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	338
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	349
現金及び現金同等物の四半期末残高	114,794

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 (新規) ・ 第1四半期連結会計期間において重要性が増したことにより連結子会社に含めた1社 Molton Brown Australia Pty Ltd ・ 第1四半期連結会計期間において関連会社から子会社になったことにより持分法適用関連会社から連結子会社に含めた1社 Kao Health & Nutrition LLC (当第2四半期連結会計期間において、ADM Kao LLCの社名変更を行っておりません。) (除外) ・ 第1四半期連結会計期間において株式譲渡により除外した1社 中山花王化学有限公司 ・ 当第2四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外した1社 Kao Finance Netherlands B.V. (2) 変更後の連結子会社の数 102社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	<p>(1) 持分法適用非連結子会社 持分法適用非連結子会社の変更 (新規) ・ 当第2四半期連結会計期間において新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めた1社 ヘルスケア・コミッティー(株) 変更後の持分法適用非連結子会社数 13社 (2) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 (除外) ・ 第1四半期連結会計期間において関連会社から子会社になったことにより持分法適用関連会社から連結子会社に含めた1社 Kao Health & Nutrition LLC (当第2四半期連結会計期間において、ADM Kao LLCの社名変更を行っておりません。) 変更後の持分法適用関連会社の数 8社</p>
	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更</p>	<p>従来、決算日が12月31日であった(株)カネボウ化粧品及びその国内子会社7社については、決算日を3月31日に変更しております。この変更により、当第2四半期連結累計期間は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月間を連結しております。なお、平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間の損益については利益剰余金に計上するとともに、キャッシュ・フローについては現金及び現金同等物の期首残高の修正項目として計上しております。</p>

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
4. 会計処理基準に関する事項 の変更	<p>(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用</p> <p>たな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴う、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴う、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(3)「リース取引に関する会計基準」等の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これに伴う、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法を主としております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1. その他の評価・換算差額等 米国子会社における退職給付債務の未認識数理計算上の差異等であります。		1.	
2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。		2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。	
European Distribution Service GmbH	2,093百万円	European Distribution Service GmbH	2,206百万円
従業員等	423	従業員等	478
計	2,517	計	2,685

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
荷造及び発送費	37,986百万円
広告宣伝費	47,367
販売促進費	35,746
給料手当及び賞与	64,904
研究開発費	23,024

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
荷造及び発送費	19,823百万円
広告宣伝費	22,408
販売促進費	19,634
給料手当及び賞与	32,467
研究開発費	11,523

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1. 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	51,504百万円
有価証券勘定	59,398
金銭の信託 (流動資産その他)	4,000
預入期間が3か月を超える 定期預金	108
現金及び現金同等物	114,794

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 540,143千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,130千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 877百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 第102期定時株主総会	普通株式	14,475	27	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、14,491百万円であります。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年10月27日 取締役会	普通株式	15,023	28	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年9月10日付で自己株式の消却を実施いたしました。これにより、当第2四半期連結会計期間において利益剰余金が28,402百万円減少し、自己株式が同額減少しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリッ ク&ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	153,938	50,853	75,006	279,798	61,259	341,057	-	341,057
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	10,310	10,310	(10,310)	-
計	153,938	50,853	75,006	279,798	71,569	351,368	(10,310)	341,057
営業費用	150,526	45,990	59,063	255,580	66,784	322,364	(10,342)	312,022
営業利益	3,411	4,862	15,943	24,217	4,785	29,003	31	29,035

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリッ ク&ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	300,134	97,670	138,987	536,792	121,113	657,905	-	657,905
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	19,802	19,802	(19,802)	-
計	300,134	97,670	138,987	536,792	140,916	677,708	(19,802)	657,905
営業費用	290,659	90,655	112,743	494,057	128,916	622,974	(19,811)	603,163
営業利益	9,475	7,015	26,244	42,735	11,999	54,734	8	54,742

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業(ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業)、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、男性化粧品
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	249,334	31,491	26,137	34,094	341,057	-	341,057
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	5,099	12,246	260	4,134	21,740	(21,740)	-
計	254,433	43,737	26,397	38,228	362,797	(21,740)	341,057
営業費用	228,059	43,595	25,112	37,329	334,097	(22,074)	312,022
営業利益	26,373	142	1,284	899	28,700	334	29,035

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	477,788	61,414	51,407	67,294	657,905	-	657,905
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,037	22,996	478	8,345	41,857	(41,857)	-
計	487,826	84,411	51,885	75,639	699,763	(41,857)	657,905
営業費用	441,349	81,809	49,270	72,648	645,078	(41,914)	603,163
営業利益	46,477	2,601	2,615	2,991	54,685	57	54,742

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

	アジア	米州	欧州	計
海外売上高（百万円）	35,967	27,130	32,617	95,715
連結売上高（百万円）				341,057
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	10.5	8.0	9.6	28.1

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	アジア	米州	欧州	計
海外売上高（百万円）	69,217	53,479	63,901	186,598
連結売上高（百万円）				657,905
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	10.6	8.1	9.7	28.4

（注）1．国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,079.39円	1株当たり純資産額	1,070.67円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	60.42円	1株当たり四半期純利益金額	28.53円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	60.39円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	28.52円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	32,392	15,295
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	32,392	15,295
期中平均株式数(千株)	536,143	536,132
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	238	243
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 中間配当

平成20年10月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....15,023百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....28円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年12月1日

(注) 平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者または信託財産の受託者に対し、支払いを行います。

(2) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(3) 訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月6日

花王株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。